

令和6年度地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた取組

	必要な機能	現状	課題	評価・意見	今後の方向性
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター 相談実人数：444人 相談支援件数：2,708件 (令和6年12月末時点) ・委託相談支援事業所 相談実人数：1,039人 相談支援件数：22,083件 (令和6年12月末時点) ・事務局会議における災害に関する協議 実施回数：8回 	<ul style="list-style-type: none"> ・3層構造の相談支援体制におけるそれぞれの役割や連携方法 ・緊急時の対応 ・24時間対応の必要性 ・災害時の支援体制づくり 		<ul style="list-style-type: none"> ・3層構造の相談支援体制を継続しつつ、役割分担や連携方法を確立させる。 ・24時間の緊急時の対応の必要性について検討する。 ・在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器等を使用する寝たきり状態の者への非常用電源購入助成制度を実施することで、災害時の備えにもつなげる。 ・在宅療養者（人工呼吸器装着児者）について、保健所と委託相談支援事業所等において個別支援の検討を行う。 ・災害時の対応について、避難の在り方等関係機関との連携を図りながら支援体制を整備する。
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市地域生活支援拠点等緊急受入事業を実施している。 利用実人数：3人 利用延べ日数：48日 (令和6年12月末時点) ・宝塚市地域生活支援拠点等緊急対応事業を実施している。 利用実人数：0人 利用延べ日数：0日 (令和6年12月末時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に関するニーズの把握 ・医療的ケアが必要な人に対する短期入所先の確保 ・医療機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な人に関わっている事業所による情報共有の場を設定する。 ・医療機関との連携に関する課題を整理する。 ・各障碍（がい）別の緊急時の課題について、特定相談支援事業所連絡会にて把握する。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等に位置付けられた施設が存在しない。 ・民間の既存施設にて、病院・施設からの地域移行や親元からの自立のための生活訓練が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設や制度の活用 ・民間事業所に対する行政の関与方法 		<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市立安倉南身体障碍（がい）者支援センターの宿泊訓練室の対象者を拡大したことを周知し活用に向けていく。 ・民間を含む既存施設の活用方法を検討する。
専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所と委託相談支援事業所に対する研修を実施している。 実施回数：1回 研修内容：相談員のスキルアップ研修（R7.1.28実施） (令和6年12月末時点) ・障碍福祉人材確保協議会を設置し、開催し協議を行っている。 実施回数：2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の定着率の低さ。 ・障碍福祉人材の不足 ・ピア活動の体制強化と活用方法 		<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所での地域課題を抽出した研修の実施。 ・相談支援専門員・介護職員を増やすための施策の充実や方策を検討する。 ・障碍福祉人材確保協議会において出た意見から、施策の充実や方策を検討する。 ・計画相談支援推進事業補助金を継続する。 ・ピアサポート事業を強化する。

※必要な機能は、厚生労働省通知「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障発第0329第1号）から抜粋

地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所の専門的職員が担当地区のコーディネーターを兼ねており、地域活動を行っている。 実施回数：524回 (令和6年12月末時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域におけるニーズや社会資源の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・様々なニーズに対応できるように、各地区における関係機関や関係団体との連携を深める。
----------	---	---	---	--	--